

国民健康保険実態調査について

藤 卓 雄

国民健康保険の被保険者の実態を把握して制度の健全な発展を図るための基礎資料を得るため厚生省では国民健康保険実態調査を実施している。調査は昭和 37 年以来毎年行われ、これまで 4 回行われた。以下主として昭和 40 年の調査について、この調査の内容と結果の概要を説明することとする。

I 調査の概要

1. 調査の目的

国民健康保険における保険者の保険料賦課の状況ならびに世帯の所得、被保険者の年齢および受診の状況等を調査し、被保険者世帯の所得階級別被保険者数別の分布、所得と保険料負担の関係、所得と医療給付の関係、被保険者の年齢構成、年齢と医療給付の関係等を明らかにし、国民健康保険制度の健全な運営に資することを目的としている。

2. 調査対象および客体

国民健康保険の全保険者および国民健康保険の被保険者の属する世帯を調査対象とし、保険者・保険料賦課の状況等については全保険者を、世帯については次のように二段抽出法によって抽出された世帯を調査客体とした。

すなわち国民健康保険組合を除く全保険者をその被保険者数の規模により 4 群に分け、被保険者数 10,000 人未満の保険者を A 群、10,000 人以上 50,000 人未満の保険者を B 群、50,000 人以上 100,000 人未満の保険者を C 群、100,000 人以上の保険者を D 群とする。

A 群に属する保険者の 10 分の 1、B 群に属する保険者の 5 分の 1、C 群に属する保険者の 2.5 分の 1、D 群に属する保険者の 2 分の 1 を抽出し、抽出された保険者において、次の抽出率で系統抽出した世帯を調査客体とした。

群 別	A 群	B 群	C 群	D 群
抽 出 率	1/20	1/40	1/80	1/100

したがって各群とも世帯の抽出率は 200 分の 1 となっている。

保険者の抽出は厚生省保険局で、世帯の抽出は保険者

で行った。

3. 調査の方法

調査の企画立案は厚生省保険局で行い、都道府県民生部局を通じて保険者に調査票を配布し、調査票の作成は保険者が行った。

4. 調査票

調査票は保険者票と世帯票の 2 種類で、昭和 40 年の調査の調査票は次頁の通りである。

5. 調査事項

上に掲げた、国民健康保険実態調査票(保険者票)、同(世帯票)に示す事項である。

6. 調査の時期

昭和 40 年調査においては昭和 40 年 9 月に被保険者であったものの世帯で調査客体となったものについて調査した。

7. 集計および解析

集計および解析は厚生省保険局において行い、結果は毎年国民健康保険実態調査報告として公表されている。

以上が調査の概要であるが、調査事項の内、保険者の単年度収支状況は昭和 40 年の調査のみにつけ加えられた項目である。過去の調査においてこのように付随的に調査あるいは集計の行われた項目は次のようなものである。

昭和 38 年度においては給付率と受診率あるいは 1 人当たり医療費の関係についての調査項目。

昭和 39 年度においては、国民健康保険の適用を受ける被用者(すなわち 5 人未満の従業員を使用する事業所に使用される者およびサービス業等被用者保険の非適用業種に使用される者)とその被扶養者に被用者保険を適用した場合に国民健康保険の財政にどのような影響を与えるかを明らかにするための項目。

II 結果の概要

調査結果の主な事項について、その概要を記することとする。

1. 世帯票による調査結果

(1) 被保険者の年齢階級別の状況

(i) 年齢階級別構成比率

昭和 40 年度の調査による被保険者の年齢階級別・男

国民健康保険実態調査票 (世帯票)

世帯主(準世帯主)用

(昭和40年度)

都道府県名

保険者記号番号		保険者名		被保険者証記号番号	
世帯主(準世帯主)の氏名・性別		男・女	生年月日	年 月 生	被保険者数 人
世帯主の職業	農林水産業	その他の自営業	被雇用者	無職	その他
40年9月分療養の給付(診療費)	件数	点数	38年分総所得金額	() 千円	39年分総所得金額 () 千円
世帯主(準世帯主)分			39年度保険料(税) 調定額		40年度保険料(税) 調定額
世帯合計			賦課限度額をこえる額(40年度)		減額に係る額(40年度)
保険料(税) 算定額内訳(40年度)	所得割	資産割	応能割計	均等割	平等割
	円	円	円	円	円
					応益割計
					算定額合計
					円
備 考					

世帯員用

都道府県番号	
保険者番号	
氏 名	
性 別	
生 年 月	年 月 生
40年9月分療養の給付(診療費)	
件 数	
点 数	

世帯員用

都道府県番号	
保険者番号	
氏 名	
性 別	
生 年 月	年 月 生
40年9月分療養の給付(診療費)	
件 数	
点 数	

世帯員用

都道府県番号	
保険者番号	
氏 名	
性 別	
生 年 月	年 月 生
40年9月分療養の給付(診療費)	
件 数	
点 数	

世帯員用

都道府県番号	
保険者番号	
氏 名	
性 別	
生 年 月	年 月 生
40年9月分療養の給付(診療費)	
件 数	
点 数	

世帯員用

都道府県番号	
保険者番号	
氏 名	
性 別	
生 年 月	年 月 生
40年9月分療養の給付(診療費)	
件 数	
点 数	

世帯員用

都道府県番号	
保険者番号	
氏 名	
性 別	
生 年 月	年 月 生
40年9月分療養の給付(診療費)	
件 数	
点 数	

国民健康保険実態調査票 (保険者票)

昭和 4 0 年 度

都道府県名

保険者記番号		保険者名		一部負担割合				
39 年 度 平 均 世 帯 数		40 年 度 世 帯 数						
39年度平均被保険者数 (a)		40 年 度 被 保 険 者 数 (b)						
昭 和 3 9 年 度 収 支 状 況 (単 年 度)								
収 入	保 險 料 (税) 現年分 調定額 (A)	千円		支 出	総 務 費	千円		
	国 庫 支 出 金 (B)				保 險 給 付 費 (現年度分)			
	一 般 会 計 繰 入 金 (C)				(療 養 諸 費)			
	その他の収入 (繰越金、 基金繰入金を除く)				保 健 施 設 費			
	計 (D)				その他の支出 (前年度繰 上充用金を除く)			
収 支 差 引 残 (F)				計 (E)				
収支が均衡する場合の保険料 (税)		(G) = (A - F)	千円	(H) = (G + C)		千円		
収支が均衡する場合の1人当 り保険料		(G) ÷ (a)	円	(H) ÷ (b)		円		
受 診 率		1 件 当 費 用 額		円				
1 人 当 療 養 諸 費 費 用 額		円		1 人 当 療 養 諸 費 保 険 者 負 担 額		円		
保 險 料 (税) の 賦 課 徴 収 状 況								
賦 課 方 式		方 式		所得割の算定基礎		保険料(税)徴収回数		
保険料(税)徴収方法		窓 口	出張徴収	組合組織	その他	賦課限度額		
		39年度	円	40年度	円			
所得割の課税対象額		資産割の課税対象額		賦課限度額をこえる 算定額		保 險 料 (税) 調 定 額		
39 年 度	(1人当 円) 千円	(1人当 円) 千円	(世帯数) 千円	(1人当 円) 千円				
40 年 度	(1人当 円) 千円	(1人当 円) 千円	(世帯数) 千円	(1人当 円) 千円				
算定額及び料率		所得割	資産割	応能割計	均等割	平等割	応益割計	合 計
算 定 額	39 年 度	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	40 年 度							
料 (税) 率	39 年 度	/100	/100	円	円	保険料 (税) 現年		%
	40 年 度	/100	/100			分収納率 (39年度)		
保険料(税)賦 課期日現在の状 況 (40年度)		国民健康保険 に加入してい る世帯		所得税を納め る世帯	市町村民税を納 める世帯	市町村民税の均 等割のみを納め る世帯	国民健康保険税 の応益割のみを 納める世帯	
世 帯 数								
被 保 険 者 数								

国庫支出金内訳

事務費負担金	千円
療養給付費負担金	
保健婦補助金	
助産費補助金	
調整交付金 (普通調整交付金及び世帯主給付改善費交付金を除く)	
へき地往診料特別補助金	
計 (B)	

普通調整交付金 千円

療養給付費負担金計算表

種 別	補助対象給付費	国庫支出金
世帯主分(4月～3月)	千円	千円
		×0.40
非世帯主	7割給付前 (月～ 月)	×0.25
分	7割給付後 (月～ 月)	×0.40
計		

備 考

表 1 年齢階級別被保険者の分布 (百分比)

年齢階級	昭和37年	昭和38年	昭和39年	昭和40年		
				計	男	女
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	48.0	52.0
0～4歳	7.2	6.6	7.3	7.9	4.0	3.9
5～9	9.3	8.6	8.3	8.4	4.2	4.2
10～14	13.1	12.0	11.4	10.9	5.5	5.4
15～19	9.0	10.0	9.7	10.1	5.2	4.9
20～24	6.9	6.7	6.5	6.3	2.8	3.5
25～29	7.0	6.7	6.6	6.6	3.1	3.5
30～34	6.6	7.0	6.9	7.1	3.6	3.5
35～39	6.3	6.3	6.6	6.5	3.1	3.4
40～44	5.5	5.6	5.8	5.8	2.5	3.3
45～49	5.4	5.5	5.9	5.5	2.3	3.2
50～54	5.6	5.9	5.9	5.8	2.5	3.3
55～59	5.4	5.4	5.6	5.6	2.6	3.0
60～64	4.4	4.9	4.9	4.9	2.6	2.3
65～69	3.3	3.6	3.6	3.7	1.8	1.9
70～	4.8	5.2	5.3	5.0	2.2	2.8

女別の構成割合は表1の示すとおりである。

この構成割合は総人口のそれとかなり異っており、こころみに年齢別の総人口から国民健康保険の被保険者数を差引して、国民健康保険の被保険者以外のものの年齢構成を推計して、国民健康保険の場合と比較すると図1のとおりとなり、国民健康保険においては幼年および老年従属人口の割合がその他のものに比較して著しく高いことを示している。すなわち国民健康保険の被保険者について見れば、15歳未満の人口が27.2%、15.2歳以上60歳未満の人口が59.2%、60歳以上の人口が13.6%であるに対し、その他のものについては、これらの割合はそれぞれ23.7%、70.2%および6.1%である。このことは、国民健康保険を被用者保険と対比する場合、一方では平均的に医療費を高める働きをし、他面所得を低くする要素となっている。

合、一方では平均的に医療費を高める働きをし、他面所得を低くする要素となっている。

(ii) 年齢階級別受診状況

次に年齢階級別の受診率および被保険者1人当り点数をみると表2のとおりである。受診率は0～4歳の乳幼児がもっとも高く、その後15～19歳の階級まで急激に減少するが20歳以上の階級では年齢の高くなるに従って上昇し、丁度死亡率のカーブと類似した型をしている。1人当り医療費も同じような型をしているが乳幼児の1人当り費用はそれほど高くなく、高齢者の方が高い。特に60歳以上のものの1人当り平均医療費は1,000円を超えており、60歳未満のものの1人当り医療費のほぼ2倍となっている。

(iii) 男女別受診状況

次にこれ等の状況を男女別に見ると、図2および図3のとおりである。男の受診率は26.4%、女の受診率は29.3%で、女の方が約1割高くなっている。年齢階級別に見ると、20歳未満の階級では、男の方が若干女を上回っているが、20歳以上の階級では、女子の方が高くなり、特に20～44歳の階級のものではその差が著しく、男子の率に対し、女子の率は約5割も高くなっている、男女

図 1 国民健康保険被保険者とその他の者の年齢分布

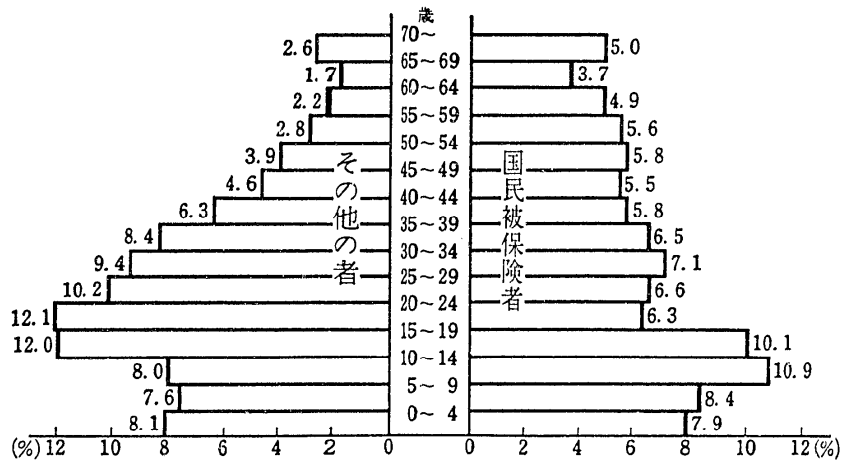


表 2 年齢階級別受診率, 1件当り点数, 1人当り点数

年齢階級別	受診率	1件当り点数	1人当り点数	年齢階級別	受診率	1件当り点数	1人当り点数
計	27.89	217.6	60.7	35～39歳	26.02	218.2	56.8
0～4歳	43.09	112.4	48.4	40～44	24.26	235.8	57.2
5～9	26.78	141.2	37.8	45～49	28.30	264.5	74.9
10～14	18.87	157.2	29.7	50～54	31.45	271.4	85.4
15～19	18.38	190.6	35.0	55～59	34.83	276.9	96.4
20～24	21.57	240.2	51.8	60～64	38.08	296.2	112.8
25～29	25.44	212.7	54.1	65～69	38.37	283.7	108.9
30～34	25.90	225.1	58.3	70以上	35.18	282.9	99.5

図 2 年齢階級別男女別受診率
(昭和 40 年 9 月)

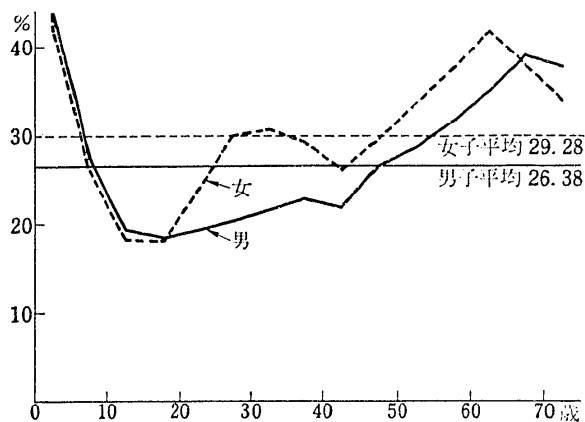
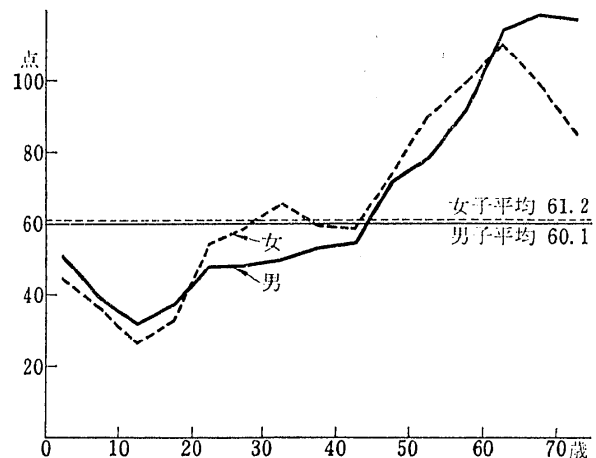


図 3 年齢階級別男女別 1 人当り点数
(昭和 40 年 9 月)



の体質の差を現している。

1 人当り点数は平均では男子 60.1 点、女子 61.2 点とほとんど差はないが、年齢階級別には受診率と同様の傾向にあり、20 歳ないし 40 歳の階級では、女子の 1 人当り点数は、男子の 1 人当り点数より 2 割から 3 割程度高くなっている。

(2) 所得階級別の状況

この調査における所得は、世帯主および被保険者である世帯員の前年 1 月から 12 月までの総所得金額を指す。この場合の総所得金額は、地方税第 703 条の 3 第 5 項の規定により算定した総所得金額、退職所得の金額および山林所得の金額の合計額（課税所得金額という）がある者に係るその者の課税所得金額の計算上いわゆる基礎控除（昭和 40 年度においては 9 万円）を控除する前の金額をいい、この課税所得金額が算定される者が 2 人以上

いる場合には、それらの者に係る総所得金額の合算額をいう。

(i) 所得階級別世帯数の分布

所得階級別の世帯数の分布の年次別推移は表 3 のとおりである。所得 20 万円までの世帯数の割合は漸次減少し、20 万円以上のものの割合は増加している。1 世帯当り平均所得は昭和 37 年度 209,000 円、38 年度 240,000 円、39 年度は 276,000 円、昭和 40 年度は 303,000 円であり、対前年伸び率は昭和 38、39 年の両年度には約 15% であったが、昭和 40 年度においては 9% と減少した。

(ii) 所得階級別受診状況

所得階級別受診率、1 人当り点数は表 4 および図 4 に示すとおりで、10 万円未満の階級を除けば、受診率 1 人当り費用ともほぼ所得の増加とともにほぼ直線的に増加

表 3 所得階級別世帯数分布状況

(単位 %)

	階 級 別 分 布				累 積 分 布			
	37 年 度	38 年 度	39 年 度	40 年 度	37 年 度	38 年 度	39 年 度	40 年 度
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—
10 万円未満	33.8	27.9	21.3	19.5	33.8	27.9	21.3	19.5
10～20	29.2	27.4	27.5	22.7	63.0	55.3	48.8	42.2
20～30	18.0	21.0	22.1	22.2	81.0	76.3	70.9	64.4
30～40	8.7	10.8	12.2	14.2	89.7	87.1	83.1	78.6
40～50	4.2	5.2	6.4	7.9	93.9	92.3	89.5	86.5
50～60	2.2	2.6	3.6	4.7	96.1	94.9	93.1	91.2
60～80	2.1	2.4	3.4	4.4	98.2	97.3	96.5	95.6
80～100	0.9	1.0	1.4	1.9	99.1	98.3	97.9	97.5
100 万円以上	0.9	1.5	2.2	2.6	100.0	100.0	100.0	100.0

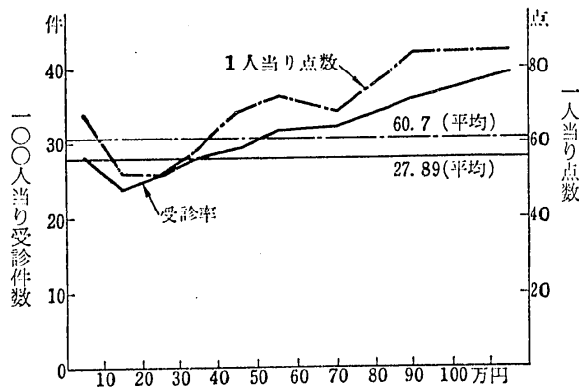
表 4 所得階級別受診率, 1件当り点数, 1人当り点数
(昭和40年9月)

所得階級別	受診率	1件当り点数	1人当り点数
計	27.89	217.6	60.7
10万円未満	28.05	243.6	68.4
10～20	24.23	215.6	52.3
20～30	25.88	201.1	52.2
30～40	27.96	209.7	58.7
40～50	29.34	232.5	68.2
50～60	31.85	227.5	72.5
60～80	32.20	211.8	68.2
80～100	35.78	234.4	83.9
100万円以上	39.32	215.0	84.7

表 5 所得階級別1世帯当り保険料調定額
および医療費保険者負担額

	1世帯当り保険料		1世帯当り医療費	
	40年度	39年度	40年度	39年度
総数	8,011	5,900	17,471	12,754
10万円未満	2,227	1,656	12,073	8,474
10～20	4,681	3,712	13,465	9,803
20～30	7,355	5,886	16,095	12,544
30～40	10,043	7,865	20,141	14,570
40～50	12,131	9,962	24,299	15,388
50～100	17,273	14,364	26,413	19,071
100万円以上	35,294	28,679	32,009	32,536

図 4 所得階級別受診率および1人当り点数



している。すなわち所得が10万円以上20万円未満の階級の1人当り診療費は、約520円であるのに対し、所得が100万円以上の階級のもののそれは約850円で約6割高い。

(iii) 保険料(税)の負担状況

国民健康保険の保険料(税)は、応益割と応能割とからなっているため、所得の多いほど保険料の額も高くなっているが表5はその状況を示したものである。昭和40年度の1世帯当りの保険料は8,011円で前年度の5,900円に比し13.6%の増加となっている。この間の所得の伸びは前述のように9%であるから、所得の伸びを上回る保険料の引上げが行われたことになる。なお昭和40年度の保険料の平均所得に対する割合は2.6%となっている。

(iv) 保険料(税)と給付費の比較

表5には1世帯当りの医療費保険者負担額すなわち一部負担を除いたもので保険で支払われる額を併記してあるが昭和40年度は平均17,471円で保険料の2倍に近い額となっている。この差額は主として国庫負担金でうめられているのである。所得階級別にみれば100万円以上の階級以外はすべて医療費の方が保険料を上回ってい

る。1世帯当り医療費が所得の多いほど高くなっているのは、前述のように所得の多い階級ほど受診率が高いこと、他、1世帯当り被保険者数が多いことによっている。

国民健康保険の保険料による所得再配分の様子を見るために、所得階級別の診療費の累積分布と保険料の累積分布の関係を図示すると図5のようになっている。

(3) 世帯主の職業別状況

(i) 世帯主の職業別構成

世帯主の職業別に世帯数および被保険者数の構成分布をみると表6に示すとおりである。世帯主が農林水産業に従事するものが、世帯数では42.1%、被保険者数では51.2%を占めてもっとも多く、その他の自営業の世帯数で25.4%、被保険者数で26.3%がこれについている。この両者で世帯数の3分の2、被保険者数の4分の

図 5 国民健康保険における所得階級別診療費累積分布と保険料累積分布の関係

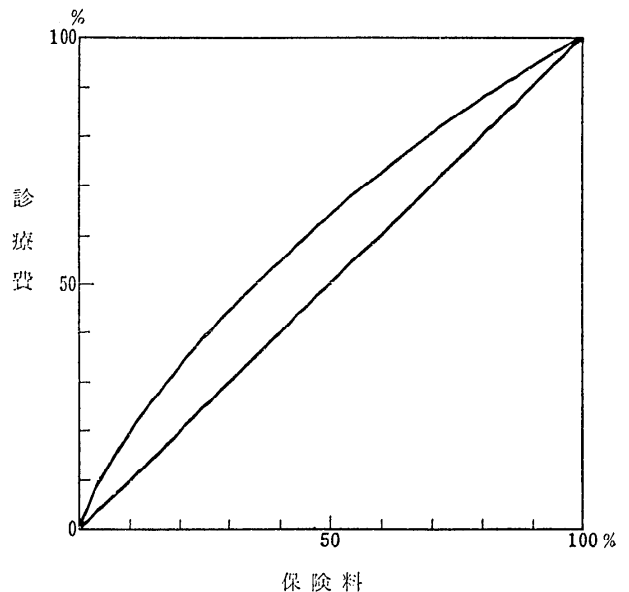
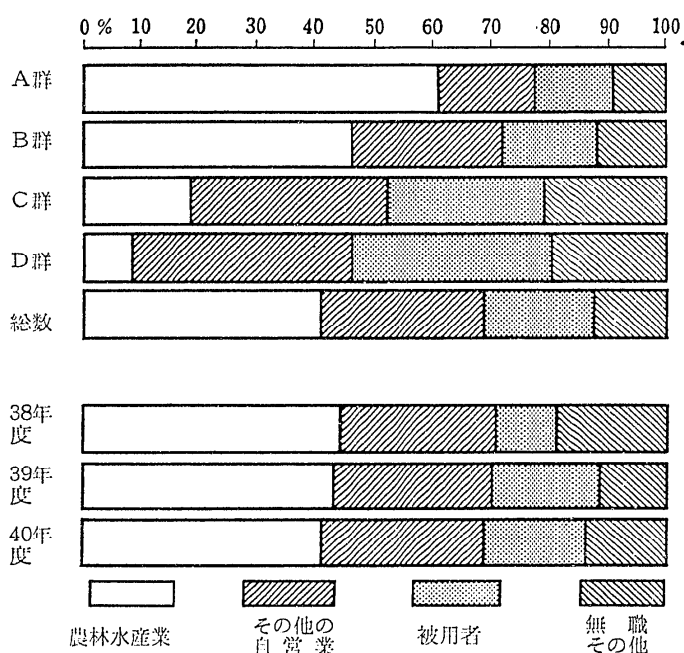


表 6 世帯主の職業別構成

職 業 別	世 帯 数 百 分 率			被 保 険 者 数 百 分 率		
	40 年 8 月	39 年 5 月	38 年 5 月	40 年 9 月	39 年 5 月	38 年 5 月
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農 林 水 産 業	42.1	42.4	44.1	51.2	51.9	51.6
その他の自営業	25.4	27.3	26.3	26.3	27.9	26.1
被 用 者	19.5	19.2	12.4	14.4	13.7	10.6
無 職	6.6	1.1	12.2	3.4	5.6	7.8
そ の 他	6.4	10.0	5.0	4.7	8.4	4.0

図 6 世帯主の職業別、世帯数の分布



3に達している。年次別に見ると図6に示すとおり、農林水産業の占める割合は漸減し、被用者世帯の割合が漸増している。保険者の規模別にみると当然のことであるが、規模の大きくなるに従って、農林水産業の世帯の割合がへり、その他の自営業者および被用者の世帯の割合が増えている。

(ii) 世帯主の職業別受診状況

世帯主の職業別に受診状況を見ると、受診率において

表 7 世帯主の職業別受診状況 (昭和40年9月)

	受 診 率	1 件 当 り 点 数	1 人 当 り 点 数
	%	点	点
総 数	27.89	217.6	60.7
農 林 水 産 業	23.59	221.8	52.3
その他の自営業	33.68	208.9	70.4
被 用 者	28.59	204.1	59.2
無 職	32.84	296.4	97.4
そ の 他	31.08	213.1	66.2

は、その他の自営業が 33.7% でもっとも高く、以下無職の 32.8%、その他の 31.1%、被用者の 29.0% の順になっており、農林水産業は 23.6% でもっとも低率である(表7)。

1人当り点数では、無職がもっとも高く、その点数は 97.4 点とほぼ 1,000 円近くの診療費を要している。第2位以下は、その他の自営業、その他、被用者、農林水産業の順となっており、農林水産業の1人当り点数は 52.3 点で無職のものの約2分の1である。

(iii) 保険料(税)の負担状況

世帯主の職業別に、昭和40年度の1世帯当り保険料調定額を見ると、表8に示すとおり、その他の自営業が 11,261 円でもっとも高く、農林水産業の 8,926 円がこれにつき、以下被用者、その他、無職の順となっている。1世帯当りの平均所得は、その他の自営業者が 427,000 円で、もっとも高いが、第2位は被用者で 296,000 円で、農林水産業の 287,000 円より若干高くなっている。こ

のように、被用者は農林水産業より、平均所得が高いのにもかかわらず、保険料調定額の低いのは、国民健康保険の保険料(税)が保険者毎に相異なることによる面もあるが、主として1世帯当りの被保険者数が被用者の方が少くないこと、世帯主が被用者で、国民健康保険の被保

表 8 世帯主の職業別、1世帯当り平均所得および保険料調定額

	1 世 帯 当 り 平 均 所 得 (1)	1 世 帯 当 り 保 険 料 調 定 額 (年額)(2)	(2)/(1)	1 世 帯 当 り 被 保 険 者 数
	千円	円	%	人
総 数	303	8,011	2.64	3.87
農 林 水 産 業	287	8,926	3.11	4.82
その他の自営業	427	11,261	3.80	4.11
被 用 者	296	5,743	1.94	2.92
無 職	131	2,960	2.26	2.01
そ の 他	224	5,598	2.50	2.93

険者でない、いわゆる凝制世帯主の場合には、保険料(税)について所得割額、均等割額を減額されていることによる。保険料(税)の所得に対する割合は、その他の自営業の3.8%が最高で、被用者の1.94%が最低である。被用者の低率なのは上記の理由によるが、無職の場合に、この割合が比較的低いのは、国民健康保険においては、低所得者に対して減税の措置を講じているためである。

2. 保険者票による調査結果

(1) 保険料(税)の賦課状況

(i) 賦課方式別の状況

各保険者の保険料(税)の賦課の方法には諸種の方式があり、大別すると、所得割、資産割、均等割および平等割の合算額で保険料(税)を賦課する4方式、所得割、均等割および平等割による3方式、所得割および均等割による2方式、その他の方式にわかれ、さらに所得割額の算定基礎のとり方により、下記のように分類される。

- イ 所得割の算定基礎となる金額をわれわれの調査で総所得金額と称したものから基礎控除のみを行ったもの
- ロ 総所得金額から基礎控除のみならず、各種控除も行ったもの

- ハ 市町村民税の所得割金額によるもの
- ニ 市町村民税の額によるもの
- ホ その他

昭和40年度の状況について、各種方式別の保険者数、平均料(税)率をみると、表9のとおりである。総保険者(市町村)3,388の約90%に当たる2,954保険者が4方式、所得割の算定基礎イによる保険料(税)の賦課を行っており、その平均料(税)率は、所得割2.09%、資産割15.55%、被保険者均等割603円、世帯平等割1,225円となっている。算定額の賦課割合は、所得割44.27%、資産割11.83%、均等割29.58%、平等割14.32%で地方税法による4方式の場合の標準割合それぞれ40%、10%、35%、15%に比し、広能割合は多く、応益割合は少くなっている。

(ii) 平均所得階級別の状況

昭和39年度分について被保険者1人当たり所得金額階級別・被保険者1人当たり保険料(税)調定額階級別保険者数の相関表から、所得金額別の保険料(税)調定額の中位数を算出すると次のように平均所得の高い保険者ほど保険料(税)調定額も高くなる傾向を示している。これは平均所得の高い地域ほど、平均医療費もまた高いことの反

(単位 円)										
平均所得金額	総数	10,000円未満	10,000 20,000	20,000 30,000	30,000 40,000	40,000 50,000	50,000 60,000	60,000 70,000	70,000 80,000	80,000 以上
平均保険料(税)調定額 (中位数)	1,290円	710	930	990	1,320	1,500	1,650	1,810	1,900	2,000

表9 保険料(税)賦課状況

(昭和40年度)

所得割の 算定基礎		保険者数	料(税)率				算定額賦課割合				1世帯当り 保険料(税) 調定額
			所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
4 方式	イ	2,954	2.09%	15.55%	603円	1,225円	44.27%	11.83%	29.58%	14.32%	8,219円
	ロ	67	2.84	17.02	637	1,073	39.93	15.45	31.11	13.51	7,251
	ハ	164	61.43	25.36	757	1,303	47.40	13.59	25.83	13.18	8,055
	ニ	47	97.51	23.93	772	1,134	48.14	12.14	27.43	12.28	7,677
	ホ	8	9.89	27.99	649	1,043	43.00	15.81	28.18	13.00	7,430
3 方式	イ	79	2.68	—	657	1,220	58.54	—	27.56	13.91	8,168
	ロ	5	2.96	—	865	1,298	53.98	—	31.90	14.12	8,524
	ハ	8	50.87	—	855	1,255	57.17	—	28.89	13.94	6,979
	ニ	7	119.39	—	797	1,234	61.97	—	25.25	12.78	7,740
	ホ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 方式	イ	11	2.59	—	849	—	58.12	—	41.88	—	8,515
	ロ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ハ	23	93.99	—	601	—	80.18	—	19.82	—	6,699
	ニ	1	132.00	—	1,200	—	63.37	—	36.63	—	7,806
	ホ	1	95.00	—	610	—	77.14	—	22.86	—	7,265

注 これ以外の方式による保険者は除外した。

平均所得金額	総 額	1万円 未 満	1万円以上 2万円未満	2万円 3万円	3万円 4万円	4万円 5万円	5万円 6万円	6万円 7万円	7万円 8万円	8万円 以 上
所得割税率(%) (中位数)	1.8	2.4	2.4	2.0	1.7	1.6	1.5	1.5	1.5	1.4

表 10 被保険者 1 人当り保険料(税)上昇の状況

(昭和 40 年度)

昭和 40 年度 保険料上昇額	被保険者 1 人当り保険料(税)調定額 (昭和 39 年度)										
	総 額	600円未満	600円以上 800円未満	800 1,000	1,000 1,200	1,200 1,400	1,400 1,600	1,600 1,800	1,800 2,000	2,000 2,500	2,500 以 上
第 1・4 分位額	290円	116	224	252	300	350	363	323	324	253	175
第 2・4 分位額	445円	219	327	388	460	520	548	544	521	512	450
第 3・4 分位額	683円	347	483	575	645	693	760	732	757	766	720

映であると見ることができよう。しかし一方所得割の税率について見ると、逆に平均所得の高い地ほど税率が低くなる傾向がうかがわれ、同一所得の者は所得の低い地域に居住するほど、平均医療費が低いと考えられるにもかかわらず、高い所得割の保険料(税)を賦課されている結果を示している。上の表は 4 方式(イ)の保険者について、前の表と同様に、平均所得割、所得割税率別保険者数の相関表から算出したものである。

(2) 保険料(税)上昇の状況

昭和 40 年度においては、前年度に比してかなり大幅の保険料(税)の引上げを行った保険者があるが、昭和 39 年度の被保険者 1 人当り保険料(税)調定額の階級別にそのありさまを見ると、表 10 のようになっている。すなわち、全保険者の 4 分の 1 が被保険者 1 人当り 683 円以上、2 分の 1 が 445 円以上、4 分の 3 が 290 円以上保険料

(税)が上昇していることになる。前年度の 1 人当り保険料(税)調定額階級別にみると、上昇額別保険者数の中位数は、1,400～1,600 円の階級までは次第に上昇し、それ以上の階級では下降している。上昇率について見ると、前年度の保険料の低かった保険者ほど、高率である傾向を示している。

む す び

以上主として解析表について調査結果の概要を記したが、詳細な統計表は、国民健康保険実態調査報告として刊行される予定であるから、それを見られたい。

なお、この調査の結果は、実際の行政面でも、調整交付金の配分方式、保険料(税)の減額措置に要する費用の概算、標準保険料設定についての検討等広く活用されていることを付記してむすびとする。

執 筆 者 紹 介

近 庭 小 島 藤 森 前	ど う た 田 や ま 山 田 お か 岡 だ 田	ぶ ん の り 範 し ん 進 と た く 卓 き よ 清 ま さ 正	じ あ き 秋 ら う 郎 み 子 お 雄 み 美 ひ さ 久	関西学院大学教授 慶応大学講師 社会福祉事業振興会常務理事 朝日新聞社調査研究室研究員 厚生省保険局調査課長 東京教育大学助教授、社会保障研究所非常勤研究員 社会保障研究所員
---------------------------------	---	--	--	---